（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	中野市

中野市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　中野市経済部農業振興課
所　　在　　地　長野県中野市三好町一丁目３番 19 号
電　話　番　号　（0269）22-2111（内線 251）
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　（0269）22-5924
メールアドレス　kochi@city.nakano.nagano.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類　カラス 獣類　イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル 　　カモシカ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和８年度～令和 10 年度
対象地域	長野県中野市

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和７年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
カラス	果樹	0.22ha　5,596 千円
イノシシ	稲、果樹、野菜	1.21ha　437 千円
ニホンザル	果樹	0.01ha　42 千円
ニホンジカ	稲、果樹	0.27ha　2,295 千円
カモシカ	果樹	0.03ha　36 千円
ツキノワグマ	果樹	2.24ha　1,368 千円
ハクビシン	果樹	0.14ha　3,522 千円

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

〇カラス

６月から10月頃まで市内全域でリンゴやブドウなどの果樹を中心に被害が確認されており、中野市全域で被害が増加している。このため、６月から10月にかけて市内全域で害鳥駆除を実施しているが、被害の軽減に向け生態調査等を実施し、捕獲と併せて防除体制を強化していく必要がある。

〇イノシシ

融雪期の３月から降雪の12月頃まで、農地や畦畔等の掘り起しや水稲の踏み荒らし、果樹、野菜の食害が確認されている。豚熱流行以降では個体数の増加により被害は増加傾向にある。被害地域は市内全域に及び、近年では日中に集落付近に出没する個体も確認されており、地域ぐるみの共同捕獲等、捕獲体制を強化するとともに、被害を軽減するために、更なる被害防止の充実を図る必要がある。

〇ニホンザル
　６月から10月にかけて中野市東部の日野地区でブドウなどの果樹を中心に被害が確認されている。近年は出没も少なく被害が減少傾向にあるが、情報収集を継続し、必要に応じて捕獲及び防除体制を強化する。
〇ニホンジカ
　２月から３月にかけてリンゴを中心に新芽の食害や樹皮剥ぎといった被害が確認されている。また、ブドウの食害や稲の踏み荒らしなど中野市全域の山際において被害が顕著である。電気柵設置を飛び越えて被害を及ぼしており、広域電気柵の強化により防除対策を推進し被害の深刻化を防ぐ必要がある。
〇カモシカ
　２月から４月にかけてリンゴやモモなどの果樹を中心に葉や新芽の食害といった被害が確認されている。中野市全域の山際において発生しており、電気柵設置等の防除対策の推進と捕獲団地を設定し、適正な個体数調整を実施する。
〇ツキノワグマ
　ブドウやリンゴ、モモなどの果樹を中心に７月から11月にかけて農作物被害が確認されている。近年は人口密集地付近の農地にも出没が確認されており農作物被害だけでなく人身被害にも警戒が必要である。広域電気柵の強化による防除を推進する一方で、集落周辺に出没を繰り返す個体に対しては個体数調整を行っていく必要がある。
〇ハクビシン
　市内全域で生息数が急増しており、ブドウなどの果樹を中心に７月から11月にかけて被害が確認されている。農用地の防除と併せて捕獲体制を強化するために講習会等を開催し、捕獲者を確保していく必要がある。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和 10 年度）
カラス		
【果樹】		
被害面積	0.22ha	0.15ha
被害金額	5,596 千円	3,900 千円

イノシシ		
【稲、果樹、野菜】		
被害面積	1.21ha	0.85ha
被害金額	437 千円	300 千円
ニホンザル		
【果樹】		
被害面積	0.01ha	0.00ha
被害金額	42 千円	0 千円
ニホンジカ		
【稲、果樹】		
被害面積	0.27ha	0.19ha
被害金額	2,295 千円	1,600 千円
カモシカ		
【果樹】		
被害面積	0.03ha	0.02ha
被害金額	36 千円	25 千円
ツキノワグマ		
【果樹】		
被害面積	2.24ha	1.56ha
被害金額	1,368 千円	960 千円
ハクビシン		
【果樹】		
被害面積	0.14ha	0.1ha
被害金額	3,522 千円	2,500 千円

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・特定鳥獣保護管理計画に基づく適正な個体数調整 （捕獲檻による捕獲、猟友会と連携し、地域住民が勢子となるイノシシ追いの実施） ・新規狩猟者確保のための補助事業 ・有害鳥獣駆除従事者確保支援（狩猟者登録時の一部経費負担）	・猟友会員の高齢化や会員の減少が進み、新規狩猟者の確保が課題となっている。 ・農家や集落の自衛的な取組みを推進する必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	・防護柵の設置に係る材料費の補助事業（国、県または市単独） ・地区協議会による広域電気柵の維持管理費用の一部負担	・ニホンジカの目撃が増加しており、既存の電気柵での対応が難しくなっている。また、山間地に防護柵の未設置の農用地に被害が集中する傾向にある。
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯の整備 ・放任果樹の除去	・電気柵による物理的な棲み分け以外にも、放任果樹の撤去の徹底など人里へ寄せ付けない取組を強化する必要がある。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

・中野市有害鳥獣対策協議会と連携を図りながら計画的な防除対策と適正な個体数調整を実施する。
・被害地域において、野生鳥獣の生態や被害防止対策についての指導を実施し、効率的な電気柵の設置及び管理ができるよう知識を高めていく。また、地区ごとに駆除、防除、環境整備についてバランスのとれた効果的な被害対策事業を実施するとともに、地区の実情に応じて効果的な施策を検討する。
・電気柵等の設置、緩衝帯整備等を通じて、人と鳥獣の生息環境を整えるとともに、放任果樹の除去など、人里へ寄せ付けない取り組みを実施する。
・北信地域野生鳥獣被害対策チームと連携し、集落等の具体的実情に応じた効果的な対策を研究し、集落を餌場としない取組として広報・チラシによる啓発活動など、集落ぐるみで行う総合的な対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落づくりを目指す。
・市民を対象とした、小型箱わなの取扱いに関する講習会を開催し、被害者自らがハクビシン等を捕獲することができるようにする。
・農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容について把握することで、対策の実施に活かす。

・既設広域電気柵を恒久柵へ強化し、ニホンジカの飛び越えや電気柵の潜り抜けを防止する。また既設柵では対応できなかった冬季の果樹被害を防止し、通年での防除対策とする。
・遠隔操作カメラにより加害鳥獣の特定や罠の状態を監視し、錯誤捕獲防止や見回り時の事故防止に活用する。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・中野市有害鳥獣対策協議会から、中野市鳥獣被害対策実施隊、中野市猟友会及び農業協同組合へ農作物被害等を与える有害鳥獣の捕獲を依頼して有害鳥獣捕獲事業を実施する。
・講習会を受講した農業者により、農作物被害等を与えるハクビシンの捕獲を園地内限定で許可し、有害鳥獣捕獲事業を実施する。
・農家から、地元住民で構成された滝ノ沢害鳥獣対策協議会へ農作物被害等を与えるカラスの捕獲を依頼してカラス檻による有害鳥獣捕獲事業を実施する。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～10	カラス	・捕獲檻等を購入し、捕獲数を増加させることにより被害を軽減させる。また、電気柵や防鳥ネット等を設置することにより被害を軽減させる。 ・新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。
R7～10	イノシシ	・捕獲檻等を購入し、捕獲数を増加させることにより被害を軽減させる。また、電気柵や防鳥ネット等を設置することにより被害を軽減させる。 ・新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。

R7～10	ニホンザル	・長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農業被害等に応じ、わな・銃器による捕獲を実施する。 ・新規狩猟者確保のための補助事業の周知を実施。
R7～10	ニホンジカ	・捕獲檻による捕獲と併せて、冬期間は地元の協力のもと、共同捕獲を実施する。 ・新規狩猟者確保のための補助事業の周知を実施。
R7～10	カモシカ	・長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農業被害等に応じ、わな・銃器による捕獲を実施する。 ・新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。
R7～10	ツキノワグマ	・長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、農業被害等に応じ、わなによる捕獲を実施する。 ・新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。
R7～10	ハクビシン	・捕獲檻等を購入し、捕獲数を増加させることにより被害を軽減させる。また、電気柵や防鳥ネット等を設置することにより被害を軽減させる。 ・新規銃猟者確保のための補助事業の周知を実施。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・カラス、イノシシ、ハクビシンについては、被害の状況や近年の実績を考慮して捕獲計画数を設定した。 ・ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマについては、長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、出没や被害の状況に応じて適正な個体数調整を進める計画とした。なお、ニホンジカについては、被害が増加していることから捕獲計画数を増とし、ツキノワグマについては、人里の農作物に依存し、出没を繰り返す加害個体を特定し、人身被害防止の観点から、必要な個体数調整を進めることとする。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
カラス	1,500	1,500	1,500
イノシシ	60	60	60
ニホンザル	10	10	10
ニホンジカ	40	40	40
カモシカ	必要数	必要数	必要数

ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	100	100	100

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカについては、被害の発生が予想される４月から12月にかけて捕獲檻、くくり罠を被害発生地域に設置し適正な捕獲及び個体数調整を実施する。 ・ニホンザルについては、被害状況を注視し、被害が大きい個体または群れが発生した場合に銃器及び捕獲檻により適正な個体数調整を実施する。 ・ツキノワグマについては、繰り返し被害を発生させる個体に対し、捕獲檻設置して個体数調整を実施する。 ・カモシカについては、被害状況に応じて捕獲団地を設定し、捕獲が許可される冬期間に銃器及びくくり罠により適正な個体数調整を実施する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲対象はツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型獣を対象とし、次のいずれかに該当する場合に行う。 （１）地理的条件等からライフル銃以外のみでは捕獲が困難な場合であること。 （２）人身被害の発生の可能性があるなどの緊急時において、ライフル銃以外のみでは従事者の安全が確保できない状態であること。

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
中野市	ニホンジカ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第

４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	トタン併用電気柵 2.0km	トタン併用電気柵 2.0 ㎞	トタン併用電気柵 2.0 ㎞

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	・各地区電気柵協議会による維持管理 ・北信鳥獣被害対策チームによるパトロール		

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
８	カラス イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	・ 野生鳥獣の生態や被害防止対策についての学習会の開催 ・ 緩衝帯の設置 ・ 里地里山の整備 ・ リーフレット等の配布 ・ 射撃講習、害鳥獣駆除事業等への経費負担
９		
10		

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

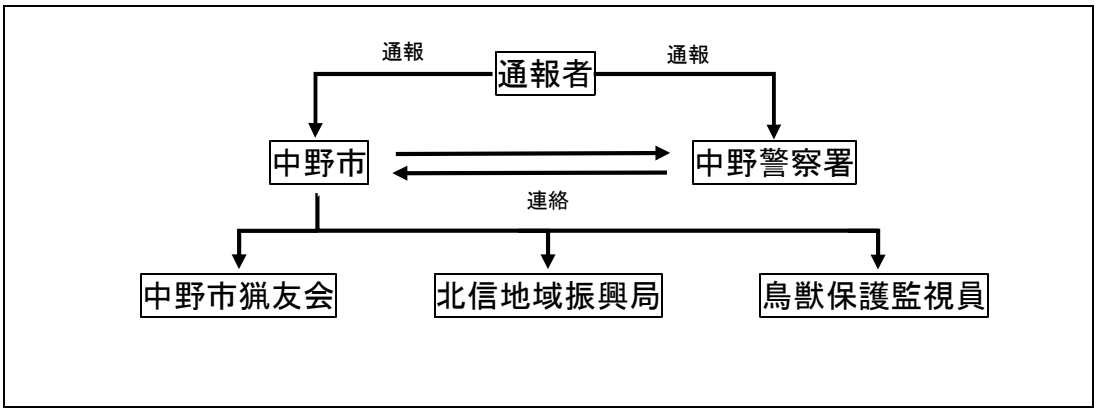
関係機関等の名称	役割
中野市	・状況把握・連絡調整 ・関係機関への周知 ・人身事故防止と安全確保
北信地域振興局	・指導・助言 ・人身事故防止と安全確保
中野市猟友会 （中野市鳥獣被害対策実施隊）	・追い払い・緊急捕獲 ・人身事故防止と安全確保
鳥獣保護監視員	・指導・助言
中野警察署	・人身事故防止と安全確保

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制



（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・処理施設で焼却による処分をする
・捕獲等をした現場での埋設をする

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	○目標 ・利用方法で実施が可能なものがないか検討する

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	中野市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
中野市	・農林業被害情報の収集及び調査 ・野生鳥獣出没状況等情報収集 ・鳥獣による人身被害事故防止と安全確保 ・被害対策総括・連絡調整
中野市農業協同組合	・農業被害情報の収集及び調査 ・連絡調整
ながの農業協同組合	・農業被害情報の収集及び調査 ・連絡調整

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中野警察署	オブザーバー
NPO 法人ツキノワグマ研究会	野生鳥獣の生態、電気柵設置に対する助言・指導

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止施策：中野市鳥獣被害防止計画に掲げる施策
設　　置：令和６年４月１日
規　　模：27 名（令和８年３月１日時点）
構　　成：中野市猟友会会員、中野市職員及びその他市長が特に必要と認める者
備　　考：中野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（令和６年４月１日施行）により設置

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・新規狩猟者確保、育成のための講習会及び補助事業の周知を徹底する。

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。